

平成26年第3回
利根町議会定例会会議録 第2号

平成26年9月9日 午後1時開議

1. 出席議員

1番	石山肖子君	7番	白旗修君
2番	新井邦弘君	8番	高橋一男君
3番	花嶋美清雄君	9番	今井利和君
4番	船川京子君	11番	若泉昌寿君
5番	守谷貞明君	12番	井原正光君
6番	坂本啓次君		

1. 欠席議員

10番 五十嵐辰雄君

1. 説明のため出席した者の氏名

町	長	遠山	務君
教育委員会委員	長	小泉	正和君
教 育	長	伊藤	孝生君
総 務 課	長	高野	光司君
企 画 財 政 課	長	秋山	幸男君
税 務 課	長	石井	博美君
住 民 課	長	井原	有一君
福 祉 課	長	石塚	稔君
保健福祉センター所長		岩戸	友広君
環境対策課	長	蓮沼	均君
保険年金課長兼国保診療所事務長		大野	敏明君
経 済 課	長	矢口	功君
都 市 建 設 課	長	鬼澤	俊一君
会 計 課	長	菅田	哲夫君
学 校 教 育 課	長	海老原	貞夫君
生 涯 学 習 課	長	坂田	重雄君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	酒 井 賢 治
書	宮 本 正 裕
書	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 2 号

平成26年9月9日（火曜日）

午後1時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午後1時00分開議

○議長（井原正光君） 皆さんこんにちは。ただいまの出席議員は11名です。10番五十嵐辰雄議員から、所用のため欠席との届け出がありました。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これより議事日程に入ります。

○議長（井原正光君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告者、4番船川京子議員。

〔4番船川京子君登壇〕

○4番（船川京子君） 1番通告、4番船川京子です。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

「赤ちゃんふれあい事業」導入について。

現代社会は、一昔前に比べると、私たちを取り巻く環境は大きく変化していると思います。あらゆる分野において、知りたい情報はインターネットから得ることができます。子育ての悩みはパソコンで解決するという若いお母さん、姑世代の私には、便利さと少しの寂しさが隣り合わせに感じます。子どもたちは、テレビゲームやスマホがあれば、お友達と会話をしなくても、一緒に遊ばなくても、1人で楽しい時間を過ごせます。空間を共有

せずとも、離れた友達と画面を通して同じゲームで対戦することもできます。

少子化が進み、兄弟の数が減り、一人っ子家庭がふえ、おやつの取り合いなど、些細な兄弟げんかや、兄弟で結束して親に内緒ごとをするなどの経験を持たない子どもも少なくありません。核家族化が進み、家族のあり方も、地域とのかかわり方も大きく変化し、多くの子どもたちが、異なる世代の人たちとのかかわりを余り経験することなく育ってきているように感じます。

人間関係が希薄になりつつある時代の中で、子どもから大人まで、学校や家庭、地域、職場などで、人とのコミュニケーションがうまくいかず問題意識を抱えている人は少なくないと思います。このような背景のもと、不安や焦り、コントロールし切れない感情など、親の都合で幼い子どもに虐待や育児放棄などしてしまう親が後を絶ちません。

また、若年層のドラッグや性に関する問題、いじめや自己否定観からみずからの命を粗末にしてしまう、時にはその矛先を他者に向けてしまうなど、子どもの世界においても複雑化する深刻な問題が後を絶ちません。

これらの問題の根底には、人間関係の希薄さやコミュニケーション能力の未熟さ、また、命の軽視という自己否定や人の痛みがわからない他者否定など、共通の要素もあるように感じます。

教育現場においては、複雑化、深刻化する問題を解決するために、いじめや不登校など顕在化された課題に対する早急な対応が最も重要であることは言うまでもありません。町立小中学校においても、問題が見えてきたときには、速やかに子どもたち一人一人に思いを砕き、保護者の方とも誠実な対応を重ね、問題解決のためにご尽力いただいていると認識しています。

しかしながら、その一方で、これらの問題を解決するために、命のとうとさを知り、人との望ましい関係を築いていく力など、一人一人の中に秘められている潜在的な課題に対する取り組みも、また大変重要であると考えます。

子どもたちが命を尊重する心や相手を思いやる心、そして命の大切さなどを改めて思い起こすきっかけをつくるために、児童生徒を対象に「いのちの授業」が全国的に推進されています。利根町の学校でも、この「いのちの授業」が行われていると思います。

そこで、初めに、町立学校における「いのちの授業」はどのように行われているのでしょうか。生徒たちに与えている影響などもあわせてお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 船川京子議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） 議員の皆様方には、昨日の決算審査特別委員会に引き続き、きょうの本会議の一般質問ということで、大変ご苦労さまでございます。それでは、船川議員のご質問にお答えをいたします。

「赤ちゃんふれあい事業」導入についてということで、利根町立中学校における「いのちの授業」はどのように行われているのかというご質問でございますが、子どもたちの社会性や規範意識の低下、不登校やいじめ、暴力行為などの教育課題、自殺や若者の自立をめぐる課題が話題となっているところでございます。

そのような中、児童生徒が命を大切に作る心や、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけることは、とても重要であると認識しております。以前から道徳教育の重要性を重視し推進をしてきておりますが、「いのちの授業」につきましては、道徳教育のみならず、学校教育の全領域等で指導されるものと思っております。

具体的な内容等につきましては、教育長より答弁させます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、船川議員のご質問にお答えいたします。

「いのちの授業」につきましては、そのための「いのちの授業」というカリキュラムがあるわけではございません。説明されている内容から察すると、道徳教育とともに、特に性教育の領域に含まれるのかなと思います。小中学校の性教育についての年間計画というのはございます。性教育の目標とする主なものは、次のとおりでございます。

一つ目としては、生命の誕生及び心身発育、発達における男女差や個人差に対する基礎的事項を理解するとともに、自己の性を受容し、自分を大切にしようとする心情や態度を育てるということが一つございます。

もう一つ目は、男女には体の特徴や発達段階に違いがあるが、互いに相手の人格を尊重し合うことが大切であることを知って、相手を思いやる心情や態度を育てる、このようになっております。

このような目標を実現させるために、各教科、特に体育の保健領域分野でございますが、そういった分野、それから、総合的な学習の時間、道徳、特別活動——特別活動というのはクラブ活動、生徒・児童活動、学校行事、学級活動等がございます——そういった時間を使って授業を行っております。

利根中学校につきましては、保健体育で生殖にかかわる機能の充実、異性の尊重と性情報の対応、欲求やストレスへの対処と心の健康、性感染症の予防、特にエイズの予防等を学習しております。

また、学級活動では思春期の心、生命の誕生、性被害の防止、性の逸脱行動等を学習しています。

教科領域の学習のほかに、毎年、性教育講演会を実施しまして、性の教育の充実を図っております。これにつきましては、利根中学校のホームページを開いていただきますと詳しく書かれておりますので、ぜひ見ていただきたいと思います。

ことしの7月に、利根中学校で行われていた性教育講演会を視察しました。毎年いろいろな題名で、題を変えて行っていますけれども、ことしのことだけ紹介させていただきた

いと思います。

青少年家庭教育研究所の塚本先生を講師として、全学年生徒、保護者を対象に実施されました。講演の内容は、「思春期をどう生きるか、命の大切さ、思いやりの心を育む」というテーマでございました。

思春期の子どもの欲求と自己コントロールや命の大切さについてお話をされました。また、発達段階に応じて性感染症、現代社会の情報についても説明をいただきました。具体的な映像を使って、エイズや感染症について、また男女交際、思春期の心身の成長について話をいただいております。

次に、生徒たちに与える影響ですけれども、事後のアンケートをちょっとご紹介したいと思います。

事後のアンケートは、改めて命の大切さ、思春期の過ごし方、心の変化がわかり大変勉強になったということ子どもたちは言っております。また、エイズや感染症についてわかり、簡単に性行為をしたり、性行為をあおぐようなことをしてはいけないということがわかりました。

このような意見が出されておりました。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 利根町においての取り組みがよく理解することができました。

今の教育長からいただいたお答えですと、主に性教育のシェアが少し広く占められているかなという印象も持ったんですけれども、ここで一つ、「いのちの授業」の茨城利根中学校の感想文を、私も先ほどおっしゃったようにインターネットから出してきましたので、紹介をしたいと思います。この利根中で取り組まれている「いのちの授業」を受けての中学生女子の感想です。

「つらいことがあって死にたいとか思うことがあったけれど、お母さんがあんなに頑張って産んでくれたんだと思うと、そんな簡単に死んだりできないと思いました。今は親にいろいろと言われてうるさいと思うけれど、私が産まれたときに笑ってくれた親を大切に、自分も大切に、精いっぱい生きていきたいです。」このほかにもたくさん子どもたちの現実に即した感想が配信されておりました。

利根中でも命の重さを実感させるすばらしい取り組みをしていただいているんだなどの印象を持ちました。この「いのちの授業」のその先に、赤ちゃんふれあい体験事業という、今、全国で少しずつ広がりを見せている事業がありますので、その赤ちゃんふれあい体験事業に対する町の考えを伺っていききたいと思います。

まず初めに、赤ちゃんふれあい事業とはどういうものなのかに触れたいと思います。赤ちゃんとその保護者に参加してもらい、小学生から高校生までの対象学年の児童生徒が、赤ちゃんを抱かせてもらい、一緒に遊ぶなどして触れ合います。対象学年にもよりますが、ミルクを飲ませ、おむつがえをするなどの体験をさせている学校もあるようです。赤ちゃん

んの保護者とは、子育ての話や、妊娠から出産にまつわるエピソードなど体験談を聞きながら交流をします。各自治体によって取り組みはそれぞれですが、事前準備として命の始まりや胎児の成長、産まれてくる時の様子や性感染症などについて、講話から学びます。

これは現在、利根中学校において「いのちの授業」として、教育長からお答えいただいたように実施されているところです。このように、ある程度の正しい知識を身につけてから、赤ちゃんとの触れ合いを目指し幾つかの講座を組み合わせ、実施しているところが大半です。

厚生労働省は、平成14年度、中高生たちが赤ちゃんに触れ合うことで赤ちゃんに対する愛着の感情を育むことや、この予備体験が、育児不安からもたらせやすいと言われている虐待の予防につながることを目的として、赤ちゃんと中高生のふれあい事業のモデル事業を5都市で行い、翌年からは本事業としてスタートさせ、十数年の時を経て、現在まで徐々に全国的な広がりを見せています。

この事業の狙いとしては、赤ちゃんとの触れ合いの中から、子どもたちが自身の成長を振り返り、どれだけ自分は親に愛され、回りの人からもかわいがられ、支えられ、大切に育まれてきたかを知り、自分のことも、他の人のことも大切に思う気持ちを膨らせ、自己肯定観を高めることにつながることです。

また、赤ちゃんは言葉が話せません。触れ合う子どもたちが心を開いて赤ちゃんの思いを酌み取りながら接しなければなりません。これは、人とかかわる上で大切な、相手に対して関心を持つ、人の話を心から真剣に聞く、気持ちを思いやるなど、人間関係構築の基本に気づかせてくれるのが赤ちゃんの存在です。

さらに、赤ちゃんの親にとっては、緊張しながらも赤ちゃんに触れ合う子どもたちの様子から、我が子を改めてかわいい、愛しいと実感し、子どもたちを通して我が子の将来を思い描き、子育てへの励みや希望を実感することです。

そして、かなめの存在である赤ちゃんにとっては、多くの愛情を受け安心感や信頼感の形成へとつながります。

厚生労働省が行った赤ちゃんふれあい体験学習の報告の中で、最近ふえてきた育児不安を幼児虐待の背景に、親になる前の乳児との触れ合いの経験不足がその一因にあると考えられ、若い世代の子育て体験について見直した結果、乳児との触れ合いの経験が、親準備性の醸成を促すことや、思春期にある男女の乳幼児に対する感情は、子どもの接触経験や親準備教育によって好転すると言われており、赤ちゃんふれあい体験学習が、親になる前の乳児との触れ合い経験の準備不足を補うものと位置づけています。

町では少子化対策として、子育て環境の改善に大変力を入れていただいています。また町長は、子ども教育についてのお考えを次のようにも示されています。

先ほどもおっしゃられておりましたが、「無限の可能性を秘める子どもたちは、利根町の重要な財産です。その将来を担う子どもたちに道徳教育の推進を図ります」と、この姿

勢には共感し、その方向を支持したいと思います。

今の時代にあっては、学校現場においても意図的に人間関係やコミュニケーションについて継続的に学んでいくことが必要な時代になってきていると感じます。深刻な事態を未然に防ぐための子育て支援対策の一つが赤ちゃんふれあい事業であり、継続することで、必ず将来に望ましい影響を与えていくと考えます。ぜひとも導入を目指してご検討いただきたいと切に願うところでありますが、町としてのお考えをお伺いいたします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

赤ちゃんふれあい事業に対する町としての見解ということでございますが、現在町で行っている保健センター母子保健事業の中では、赤ちゃんと中高生のふれあい事業は実施しておりませんが、ゼロ歳児と保護者を対象としたものでは、3から4カ月と6から7カ月の節目の時期に行う乳児健診及び相談と、毎月誰でも自由に参加することができる育児相談、子育て広場と申していますが、それがございます。

健診では、異常の早期発見や育児不安への相談援助、そして育児相談では相談援助と同時に母親たちの交流の場としての役割もあり、出前型の子育て支援センターとしても利用されております。

今回のご質問ですが、生徒との触れ合いを実現させるには、保護者の同意及び協力を得なければなりません。それらの理解をどのように得ていくかということが大きな課題となっております。

赤ちゃんと中高生のふれあい事業のご質問については、教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、船川議員のご質問にお答えします。

小中学生が実際に赤ちゃんに触れて、赤ちゃんのやわらかさと温かさ、そういう小さな命のぬくもりや本当にかわいらしさを体験できることは、命のとうとさやすばらしさを感じ取ることができると思います。

育児をしている保護者にとりまして、子どもたちの姿を見て、我が子が間もなくこれだけ大きな子どもになるんだというイメージができて、保護者同士の交流の場にもなるのではないかと思います。子どもたちにとっては、本当に大切に育てられたことを知る機会にもなりますし、自分を大切にする気持ち、それから、家族への感謝の気持ち、そういったものを育成できるよい機会になると考えております。

実際にこの事業を行うには、まだまだ課題がございますが、現在はそのように考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 事業内容に対する評価はいただけたかなとの印象を持ちました。

実はこの質問をさせていただくに当たり、茨城県内で赤ちゃんふれあい事業を行っている高萩市に視察に行つてまいりました。事業の目的や流れ、開始に至るまでの経緯などを伺つてまいりました。ここで、先ほども子どもたちの感想を紹介したんですけれども、中でも赤ちゃんと実際に触れ合った中学生たちの感想には、大変心引かれるものがありました。

例えば、自分も昔はこんなに小さかったのかと思つた。自分が大切に育てられたことがよくわかつた。お母さんやお父さんが苦勞して育ててくれたことがよくわかつたから、これから自分の命を大切に生きようと感じました。自分をここまで育ててくれた両親のように、自分に将来子どもができたなら精いっぱい子育てしたい。命は一つしかないから、自分も友達もみんなとても大事だと思ひました。このほかにもたくさん感想を拝見してまいりました。

思春期の子どもたちの自己肯定観を高め、他者を思いやる心を引き出す事業の大きな効果と、小さな赤ちゃんの偉大なる力を感じました。と同時に、利根町の子どもたちにも、赤ちゃんや妊婦さんとの触れ合いの場をつくつて上げたいと願ひ帰つてまいりました。

今、町長からも教育長からも、見えてくる課題があるということで、事業展開には高いハードルがあるような印象を持ちました。しかし、全国でこれだけ事業が広がっているということは、ある意味このハードルを乗り越えてまでも行うことに効果が期待できるから、取り組まれているのではないかとの印象も持っております。

視察してまいりました高萩市でも、初めは長期休暇で健診の見学、そういった現場の積み重ねの中で実現をされたと伺つてまいりました。

そこで、例えば町長からいただいたお答えの中に、健診、相談、そして子育て広場がありました。こういった赤ちゃんがお母さんとともに集う場所に、例えば中学生がそこに見学も兼ねて参加をし、触れ合うなどの形をとるといふことは難しいでしょうか。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） それではお答えいたします。

先ほど町長のほうからも保護者の同意という答弁がございましたが、当センターとしましては、相手が乳児ということもありまして、一番心配されますのが衛生面、それから、感染症ではないかと考えます。乳児におきましては、まだ予防接種が進んでおりませんので、抵抗力もなく、また生徒におきましては、未接種の方もいるのではないかと考えております。

そういった面から考えますと保護者の同意が必要と思われまふので、いかに承諾をいただくかということが課題ではないかと、現在は考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 確かに課長のおっしゃるように、保護者の同意が最も大切な部分になってくるかと思ひます。

それでは、伺い方をちょっと角度を変えまして、この赤ちゃんふれあい事業に対する評価は、先ほど教育長からいただいたとの印象を持っておりますが、この事業に対する、例えば取り組んでいる自治体などの調査研究を行っていただけるのでしょうか。また、検討項目に取り上げていただくことはできないのでしょうか、教育長及び担当課長にお伺いしたいと思います。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それではお答えします。

実は厚生労働省の赤ちゃんと中高生のふれあい事業につきまして、私、関係課等へ問い合わせをしております。厚生労働省からのそういった趣旨とか、実際に詳しくわからなかったものですから、関係課等へ、文書等はどのように来ているのかということで確認をしましたのですが、今のところはまだ届いていないということで詳しい趣旨等はまだわからないのですけれども、今後研究する必要があるのかなと思います。

ただ、厚生労働省のホームページを開きました。そうすると乳幼児と年長児童の交流事例ということで、先ほど言いました5市が指定されたということで、そこら辺の交流事例が出ておりましたので、私もそれを一生懸命読ませていただきました。

その中で、今、利根中が実際行っていることで一番近いのが保育所と中学校が連携して実施した事例、これは佐賀県で行われていたのですけれども、これについては利根中学校の生徒が実際、技術・家庭の授業の一環として、文間保育園、それから、東文間保育園に出向いていきまして、幼児との交流を行っています。これは家庭科の必修になっておりまして、このような授業を行っています。

実際に文間保育園も東文間保育園も、6カ月から8カ月ぐらいの乳児はいるんですね。そういうところで触れ合いはどうかと聞きましたところ、当然保護者はいませんので、家庭科の担任との間では、まだ危険性があるということで、そこまでは行っていないんだということを伺いました。

専門的な知識と、そういったものを事前によく指導しておかないと結構大きな事故、先ほど保健福祉センターの所長が言ったように、そういう事故等ありますので、やるんだったら、その辺は今後検討していかなければならないかなということで、もう少しいろいろ事例を詰めていかなければだめなのかなと思います。

また、この赤ちゃんのことについては、鳥取大学の高塚准教授が「人間関係構築力を学ぶ赤ちゃん登校日」ということで詳しく進めております。

そのようなことも私ずっと研究させていただいたのですが、現段階ではその辺の内容を十分検討しまして、これはただ単に養護教諭とか、それだけではできませんので、やるんだったら町を挙げてということで進めていかないと、いろいろな問題が出てきますので、今後の課題かなと現在思っているところでございます。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 先ほど申しました、まず保護者の同意をどのように得られたか、これは調査することは可能だと思います。しかし、私どもが行っている事業は、先ほど町長からもありましたが、健診また相談日は平日でございますので、その辺はセンターとしては課題かなと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） できないというお答えではなく、既に教育長は調査研究してくださり、また、検討項目に加えていただけたとの印象を持ちましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

5歳児健診についてお尋ねしていきたいと思います。

このテーマで質問させていただくのは、平成23年第4回定例会以来2回目となります。療育の場を必要とする児童の将来やご家族、また、時を同じく育ち行く子どもたちのために環境改善を目指し、再度取り上げさせていただきました。

現在、乳幼児健診は母子保健法の規定により、市町村がゼロ歳、1歳半、3歳を対象に行い、その後は教育委員会による就学前健診になります。3歳健診時に症状として見えてくる幼児の状態では、成長過程における個人差などがあり、発達経過の中の問題なのか、特別な支援を必要とするものなのか難しい判別になる場合があります。

しかし、ほとんどの5歳児は幼稚園や保育園に通い、集団生活を送っているため、それまで見えにくかった軽度の発達上の問題なのか、社会性の発達における問題なのかがはっきりしてきます。また就学前健診は年長児が行うため、就学準備に費やせる期間は数カ月間です。その一方、5歳児健診は年中児を対象とするため、就学まで1年以上の猶予が得られます。ゆえに、この間に家族の理解、本人への療育、就学支援などを行うための時間的余地があり、望ましい時期であるとも考え、前回の質問をいたしました。

町長はお答えの中で、体制整備における課題や検討すべき問題が多々あるため、慎重な対応の必要性和1歳6カ月児及び3歳児健診に力を入れ、早期発見、早期支援を充実させることが最善の方法であるとお考えを示されました。町の見解のとおり、早期発見、早期支援の有効性は大変に大きく、対応いかんで本人である子どもの人生、ご家族の将来に大きな影響を与える大変に重要な取り組みであると認識しています。

しかしながら、3歳時点では見極めにくかったケースや、発見していても保護者の認識が得られず療育につなげられないなど、対応が難しいケースに対し、5歳児健診は改めて保護者の方への確認、気づきのきっかけづくりになると考えます。

さらに、3歳児健診から就学前健診までのこの大事な期間は、就園の時期となり、一般的には保健領域でのかかわりが少し途切れがちになる期間に当たると思います。町ではこの間の取り組みとして、幼稚園や保育園の各園とも密な連携体制を整えながら、子どもたちの将来のために丁寧なかかわりを持っていただいていると思います。そこで、お尋ねいたします。

3歳児健診から就学児健診までの間、町では療育の場が必要と考えられる幼児に対し、どのようなかかわりをされているのでしょうか。また、3歳児健診以降にその兆候があらわれてきた幼児に対しては、どのような対応をされているのでしょうか。さらに、これらの取り組みの中で見えてくる課題も含めお答えいただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

5歳児健診の導入についてということで、3歳児健診から就学児健診までの間、発達障害等の兆候があらわれた幼児への対応ということでございますが、利根町では20年以上前から早期療育には力を入れてきたところでございます。以前にもお答えしておりますが、3歳以前の1歳6カ月児健診から発達検査のほかに問診などを強化し、母親の訴えに耳を傾け、育児で困っていることなどや育てにくさなどを聞き取り、親への支援をしているところでございます。

支援方法は、それぞれの子どもの年齢、特性に応じて振り分けを行い、集団教室への参加による支援、個別指導による支援などが就学前まで受けられるようになっております。また、保育所や幼稚園と定期的に連携を持ち、療育につながっている児童の様子を保健師や心理士が訪問し、確認を行い、必要な支援や情報交換を行っております。各所、園への訪問は3歳児健診以降の転入児などへの対応も含めて、保護者への支援と同様、重要な役割を果たしていると考えているところであります。

取り組みの中での課題ということでございますが、保護者の中には問題を指摘されたり、振り分けされることに違和感を持ったり、認めたくないというような態度をとり、療育相談への誘いを断る保護者もいることも事実でございます。

そのような思いを持つのは、親として当然のことだとも考えております。しかしながら、保健福祉センターの役割といたしましては、支援者として保護者の気持ちに寄り添いつつ、治療や療育の機会を逃すことなく支援に結びつけていくことが大切なことだと、そのように認識をしているところでございます。

保護者への就学相談体制や早期対応については、教育長より答弁をさせます。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、船川議員のご質問にお答えします。

保護者の就学相談につきましては、教育委員会指導室が窓口となっております。

電話での相談もありますが、プライベートな問題でもありますので、日時を決めて、相談室あるいは保健福祉センター等で個別に相談を進めております。

また、幼稚園や保育園を巡回し、園長先生や担任の先生から子どもの情報を得まして、相談に生かす場面もあります。これは一度だけではなく複数回の幼稚園、保育園訪問から、その子に合った就学相談が進められるよう努力しているところでございます。

また、学識経験者、福祉関係、学校関係等の担当をもって、教育支援委員会のメンバー

として情報交換を密にして支援体制をつくっております。

早期発見につきましては、保健福祉センターによる1歳6カ月健診、また3歳児健康診断、その後、保育園、幼稚園などでの生活や、また専門医による診断結果を見て、教育委員会と共有してございます。

それと、就学児健康診断におきましては、スクリーニングテストなる簡単な発達検査がございます。その結果を見て、個別にその保護者と相談を進めております。現在も既に入学前の数名と面談を実施しております。

また、各学校においてですが、障害のある児童生徒は、その障害の特性による学習上、生活上の困難を有しているため、周囲の理解と支援が重要であります。特に生徒指導上も十分な配慮が必要となります。

特にいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題に対しては、その表面にあらわれた現象のみにとらわれず、その背景に障害が関係しているのではないかと、そういった児童生徒をめぐる状況について十分留意しつつ、慎重に対応する必要がございます。

そのためにも、学校においては特別支援教育を推進する組織として、校内に特別支援教育委員会をつくり、障害についての知識を深めるとともに、コーディネーターを初め、養護教諭、スクールカウンセラー等とも連携して、児童生徒の支援に係る適切な判断や、必要な支援を行う体制を整えておるところでございます。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 二重、三重に取り組みられている現場が大変よく理解することができました。

次に、メインであります5歳児健診の取り組みについてですけれども、前回の質問の折、町としては5歳児健診については、健診自体も専門家が少なく、そのほか検討しなければならない問題が多々あることなど、導入は難しいとの見解を示されましたが、現在はどうようお考えでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

5歳児健診導入につきましては、児童が小学校に入学してから社会生活上の困難が少なくなるようにするには、保護者への適切な支援も含め、長い支援期間が必要となるため、早期の支援を優先する考えでございます。前に船川議員のご質問にお答えしたとおりでございます。

原時点におきましては、5歳児よりも1歳6カ月児及び3歳児健診に力を入れ、早期発見、早期支援を充実させることが最良の方法だと考えております。このことにつきましては、前の村田保健センター所長、今の課長補佐である秋山課長補佐、保健師ですけれども、3歳健診と就学との間の発達障害、これが今まであったかということをお聞きしたところ、今までそういうことはないというご報告も受けておりますので、先ほどから申し上げてお

りますとおり、今までどおりの健診方法で、就学前まではそれなりの対応をしていきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 大変よく理解をいたしました。早期発見、早期療育につなげることは、確かに一番大切なことだと思います。

もう一度、5歳児健診の主たる目的として、3歳児健診までには明らかにされなかった発達上、行動上に支援を必要とする児童を早期発見し、必要な支援へつなげる場に位置づけられています。これが一つです。

また、早期発見については、3歳児健診以降にも、先ほどいただいたお答えにもありましたように、町では保健師の皆様が幼児とのかかわりの中で問題が見えてきたときや、それ以前から気がかりな子どもの保護者には、継続的にかかわりを持っていただいていることを認識しています。

そして、これらの取り組みについては、町として高い評価を受けていることを、私も県からも聞いてまいりました。恐らく療育の場を必要とする幼児に対する見逃しは、町長がおっしゃったようにゼロではないかと、そのような印象を持っています。大事なことは、発見の次にある必要な支援につなげることだと思います。このことが最も重要な取り組みであると考えます。それには、まず親や祖父母など家族の正しい認識、理解、そして専門機関へのつながりを少しでも早く気づくことが何より大事なことになると思います。

しかしながら、現実はと言うと、対応がおくれると、それだけ症状が進むといわれているにもかかわらず、親がその事実を受け入れるのに時間がかかり、適切な対応、対策を講じることなく子どもの就学を迎えてしまうために、状況を悪化させているという現状が見受けられます。これは、先ほどの町長のお答えの中にも含まれていた部分ではないかと思えます。これは、一人の人間における今後の人生にかかわる最重要課題ともいえると思えます。一人も残らず最も望ましい支援につなげることが最優先であり、そのために、たとえわずかでも可能性が感じられる取り組みであるなら、試みるべきだと考えます。

また、最初に申し上げましたように、時を同じくして育ち行く子どもたちに与える影響も少なくないと思えます。この課題の解決策の一つに、5歳児健診が位置づけられていると考えます。町として健診を行うことが難しい状況であるならば、工夫などで親の気づき、考えるきっかけの場などの整備をお考えいただきたいと願うところです。

例えば保育参観などに保健師や心理判定員にも参加していただき、保護者とともに集団の中での子どもの様子を参観することで、共通認識を持つことができるのではないのでしょうか。そして、改めて親子の状態を見ながら個別に対応する機会をつくることで、子どもの早期療育に少しでも影響を与えられる期待が持てると考えます。

目指すところは、本人である子どもと、その家族のために適切な支援につなげることです。そのための5歳児健診です。現段階では行うのが難しければ、健診という形態をとら

ずとも、親の正しい認識、理解のために気づきの場や機会を整備していくことであれば可能ではないかと考えますが、この点についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（井原正光君） 岩戸保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（岩戸友広君） 先ほど町長の答弁のとおりでございますけれども、現状についてもう一度ご説明いたしますと、当センターでは早期療育型発達支援という方法としまして、約20年以上かけてつくり上げていった経緯がございます。発達のおくれやような原因で育児不安を訴える保護者等に対して、1歳6カ月健診の早期から療育を切れ目なく就学まで行っております。

今後におきましても、さらに保護者の方の続きの後押しができるよう支援を続けていきたいと考えております。

また、保育園、幼稚園のほうでは心配する保護者を、例えば保健福祉センターへの相談を勧めるなど、園との連携も十分とっているところでございます。

以上のようなところから、現段階では現在の方法が最良かと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 現在、取り組んでいただいている状況は、よく見えていますし、理解もするところです。重ねて申し上げますが、保健センターの保健師たちの見逃しがゼロであるということもよく理解をさせていただいております。その上で、親御さんたちがどう受け入れるか、先ほど町長のお答えにもありましたように、なかなか受け入れがたい部分を少しでも早く理解をし、受け入れてもらい、子どもの療育につなげるということが一番大切なポイントになると思います。

その上で、今最後に申し上げましたように、例えば保育参観などにプロの目を持つ保健師、また心理判定員の方などが一緒に参観をして、親子の対話の間口を一步広げるという形は難しいでしょうか。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） それではお答えいたします。

保育参観につきましては、私どものほうの保育所につきましては、私立でございますので、私のほうからご答弁することはできません。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） つまり、町の保育園参観に職員の方が参加するということは、できないと理解してよろしいですか。それとも、この場でお答えいただくことはできないけれども、保育園と個別対応をして相談することによって、現場の対応は柔軟さが残っていると理解してよろしいでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（井原正光君） 石塚福祉課長。

○福祉課長（石塚 稔君） 私ども福祉課のほうといたしましては、子どもの保育の直接の専門家ではございませんので、今、職員を派遣することができませんということなんで

すが。

○議長（井原正光君） 船川議員。

○4番（船川京子君） 私が伺っているのは、職員の派遣ということではなくて、現在も現場で密に連携をとっていただいている保健センターの保健師、心理判定員の方が保育参観にともに参加することが不可能なのか。できるか、できないかのお答えをここでいただくことができないのか、それとも現場の対応で可能性が残っているのかどうかということ伺っています。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

保育園等に役場職員、特に保健師、心理判定員が派遣できないのかということですが、そういうことはございません。派遣もできます。今後とも認定こども園等々と連携を取り合いながら、船川議員がおっしゃりたいのは、3歳児から就学児までに発達障害が、その間に起きたらどうするかということが一番心配していらっしゃるんじゃないですか。

○4番（船川京子君） 違います。

○町長（遠山 務君） いずれにしても派遣はできますので、ただ園と保育所の連携を取り合わなければ、協議をしなければなりませんので、それが必要であるということであれば、今後協議していきたいと考えております。

○議長（井原正光君） 船川議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時02分休憩

午後2時15分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告者、6番坂本啓次議員。

〔6番坂本啓次君登壇〕

○6番（坂本啓次君） 2番通告者、坂本です。

私は、当町の防犯、防災関係についてお尋ねいたします。

昨今、テレビ等でよくやられているのは、交通事故と、それから、主要都市の商店街の前とか、そういうところでかなり多発している事故、事件が多いんですが、その事件の中でよく防犯カメラを見て、後に逮捕者をとるか、事件を解決しているというのが多々ありますので、当町においては、それはどのような対策をとっているのかということで、今回の質問をさせていただきます。

防犯上の必要性があると私が認識するところは、通学路及び交通量の多い交差点等、犯罪の抑止と万が一のときの現場検証などの必要性から防犯カメラ等が有効であるとする

が、当町における防犯カメラの設置状況と今後の町の取り組みについて、各自治会等に対し、防犯カメラ等設置の推進、指導の考えはあるのかを聞きたいと思います。

我が国としても2000年に安全・安心まちづくり推進要綱というのが警察庁で条例化がなされて、各市町村都市のところには、できればそういうのをつけたほうが抑止になるんじゃないかという県の考えもありますので、それに基づいて私は、当町にも、抑止をするためにも重要性のある事件が起きそうなどころには、防犯カメラを設置すべきではないかと思います。

私も調べてみましたが、利根町にも千葉竜ヶ崎線の八幡台の出入り口のところに防犯カメラが1カ所ありますね。それと若草大橋の出入り口のところにもあります。

私、警察に聞いたら、警察のほうでは県内での事故、事件等に対しての即座の解決法として、必要性があるという県のほうの指示でやってあるんですよという話は聞きました。

私もこれは皆さんに告知しながらやるべきであるし、プライバシーの問題もあるので必要性があると思いますが、当町においても公園、その他、この庁舎の出入り口、小中学校の出入り口、そういうところには防犯カメラなどを設置して、抑止を促すためにも必要ではないかと考えるところでもあります。

それから、我孫子市の話なんです、我孫子市では布佐の都町で3・11の震災での土地のゆがみとかありましたね。そういうのも、今は防災カメラというのがあるらしいんですね。それですと、降雨量によってここはこうなります、ならないですというのを判定するのに、物すごく便利な防災カメラというのができたそうなんです。

利根町も例に漏れず、ニュータウンの公園の東側ではそういう災害が起きてしまいました。そういう場合にもこういう防災カメラが役に立つのかなと思ひまして、当町としては、これからの取り組みですね、とりあえず予算がかかりますので、余り早急には可能ではないと思いますが、町民の理解を得ながら、できるだけ早目に防犯カメラ、防災カメラ等を各自治会と共同に取りつけていったほうがよいのではないかと思ひまして、質問させていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（井原正光君） 坂本議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、坂本議員のご質問にお答えをいたします。

防犯カメラの設置状況と、今後の町の取り組み及び各自治会等に対し防犯カメラ等設置の推進、指導の考えはあるのかということでございますが、まず、防犯カメラの設置状況でございますが、現在のところ、町では防犯カメラの設置は行っておりません。

一般的に防犯カメラは、金融機関や小売店舗、娯楽施設、宿泊施設、鉄道の駅、駐車場、商店街といった不特定多数の人が利用するような施設や場所に、犯罪の予防を目的として、

特定の場所に常設されるカメラを言っております。

防犯カメラを設置する場合には、防犯効果が発揮され、かつ個人のプライバシー保護の観点から不必要な画像の撮影がされないよう撮影範囲を設定し、特定の個人及び住宅等を監視することにならないように設置しなければなりません。

実際に町が防犯カメラを設置する場合には、設置や運用に関するガイドラインを作成する必要があります。このガイドラインでは、住民の合意に関すること、管理責任者等を指定し、視聴をできる人の限定をすること、設置運用規定を策定すること、目的外の利用を禁止することなどを記載し、個人のプライバシーに配慮したものとしなければならないとなっております。

現在、利根町における防犯活動は、小学校登下校時の見守り活動、防犯パトロール、犯罪発生情報の周知、防犯意識の啓発などで地区、PTA、防犯連絡員、交番連絡協議会員等を通して行っておりますが、防犯カメラの設置につきましては具体的検討を行っていないことから、自治会等への防犯カメラ設置の推進、指導につきましては、現在のところ考えておりません。

ただ、今後同じ場所で犯罪が頻繁に発生した場合や、町防犯連絡員協議会が防犯パトロールなどの防犯活動を行う中で、犯罪抑止のため防犯カメラの設置を必要とするような場所があった場合には、ガイドラインを作成した上で、町が設置する場合や地区で設置する場合など、具体的検討を行っていきたいと考えております。

それと、先ほど坂本議員おっしゃってございました、道路上の監視カメラについては、警察が犯罪が起こったときに事件を解決するためつけているものでございまして、一時期プライバシーの問題で国会でも問題視され取り上げられたという経緯がございます。

そのときは、要するに担当部署の答弁では、事件解決以外には使用しない、それと、その映像等に関しては一切外には出さないということで落ち着いたという経緯がございますが、それをつけ加えておきたいと思っております。

○議長（井原正光君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 町長の返答は大体そんなところかなと予想はしてはしておりましたが、でも当町も結構、私も自分の商売をあそこでやっている限りでは、学校の登下校も、教育長、よく聞いてください、3時のときには1、2年生かもしれないけれども、そのときは保護者の方が見守っていたりするんですけども、それ以外のときには、4時半、5時になると高学年などがだだだ帰ってきますから、その点は一括して先ほど町長が答えられたように、見守り隊が見守っていない状況でもありますので、一言つけ加えておきます。

それと、事件が起きてからでは、いつもああ失敗したなんていうことが世の中には多いんです。だから私が前もって今言うのは、抑止のためというよりも、万が一のときに、起きちゃったらどうしようかというときに、町の体制、町の考え方が問われると思うのです。

その点においては、町長も今後同じ場所で何回も事件が起きるようだったらやるよとは

言いますが、私は事件が1回でも起きたときに、それが我が子だったらどうだろうと考えたときに、1回でも起きてはまずいですよ。起きてからやるというのは日本の悪い癖で、そういう考えだからこそ何ごとでも手遅れなんです。それではまずいですよ。

我々がここで12人の議員がやらせてもらっているのは、利根町は安全・安心まちづくりと言うからには、そういうことに関しても日ごろからそういう心構えで、当町は町民の安全・安心のためにいろいろ前向きでやっているんだということを知らせたいと思うのです。そのために、私がきょう言ったからには、これからは警察との話し合いで、防犯カメラに関してはどうしても警察が主要らしいんです。だから、警察がやる気にならない限りはちよつと無理なところもあるんです。

先ほど言ったプライバシーの件、その他いろいろ、撮られては困るようなところがあるという人もいるだろうから、でも警察なら、それはその範囲内でやるそうなんです。録画機能もついているし、今の録画も警察官なら見ることができるんです。一般の人には絶対見せないらしいですけども、事件等の解決のためには警察なら見ることができる。

私はそういう全体的なことに関しても、予算が伴うので大変だろうと思いますが、今後、警察との話し合いをしながら、この利根町の一番危惧される場所、それはいつも教育長など、よく学校の通学路のこういう点ではどうのこうのとか、痴漢が出そうなんだとか、いろいろあります。そういうところに関して防犯カメラをつけた場合には、これは表示しなければいけないんです。個人的なことは店内はいいだろうけれども、店外につける場合には表示しなければいけないらしいんですが、表示しておくだけでも、私は物すごい抑止の効果が上がるのではないかと思います。

なぜかと言うと、私の店も中についていて、表も映りますと書いてあるんですけども、それから自動販売機のいたずらがなくなりましたから、それだけカメラということに関しては、人は物すごく意識するみたいで、入ってくるときに奥さん方は髪の毛をいじりながら入ってきますから、それだけ自分の姿が見られるというのはすごく嫌なもので、私の店の中でも、今までカメラの監視をしていないときは、角のお店で食事を買ってきて、食べたかすを捨てていったんですが、それは誰々さん何月何日置いてありましたと書くと、絶対それはなくなりました。

町の安全・安心も、そういう通学路のところに、これは細かく置いてはだめなんです。500メートルとか1キロメートルとか何かに置くべきなんです。そういうものを置いて、町の安全・安心に貢献するのが、町の体制として必要じゃないかと思うのですけれども、防犯の課長としては、まちづくりとしても多少は町民のために役立とうと思っているでしょうから、この考えについてはどのようなご返答をいただけるか、よろしくお願いします。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

高野総務課長。

○総務課長（高野光司君） それでは坂本議員の質問にお答え申し上げます。

町民に対する、犯罪に遭うことなく安心して暮らせる地域社会を実現することは、町にとっても必要でありますし、また、町民並びに教育関係者のもとに、それぞれの役割分担を持って防犯活動を行っているのが実情であります。

また、先ほど町長が言いましたとおり、防犯パトロールであるとか、連絡員だとか、交番にも連絡員のご協力をいただいて、今現在防犯活動を行っている。

ただ、みずからの犯罪につきましては、自分からそういう場所に行かないとか、そういうものについてもあわせて必要だろうと思っております。また、今まで言ったとおり、それではまだ実際足りないですし、それをやったからと言って犯罪が減るわけではない。

確かに坂本議員が言われたとおり、防犯カメラは抑止力にとって大きな役割を果たすのだろうと思います。町としましても、先ほど町長が言いましたとおり、今現在はありせんけれども、防犯協議会だとか警察の協力を得ながら、可能性のあるものにつきましては、先ほど言いましたとおりガイドラインをこれから検討して、転ばぬ先の杖ではありませんけれども、なるべく早い時期に検討して、警察の協力も必要でしょうけれども、やっていきたいと考えておりますので、今後ともご協力をお願いします。

○議長（井原正光君） 坂本議員。

○6番（坂本啓次君） 先ほど私が言ったとおりで、課長からも話が出て、今後期待していますので、何かあるとしようがないので、ないうちにできれば予算づけでもして防犯カメラを。

あと、防災カメラというのも、今後地震とか何かがあった場合とか、そういうときに役立つのではないかと思いますので、できれば町としても町民の安全・安心のためにぜひともご検討を願いたいと思います。

私は以上で終わります。

○議長（井原正光君） 坂本議員の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後2時33分休憩

午後2時40分開議

○議長（井原正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告者、7番白旗 修議員。

〔7番白旗 修君登壇〕

○7番（白旗 修君） 皆さんこんにちは。3通告、7番の白旗 修でございます。

本日は大きく三つの質問をいたします。

まず一番初めは、去る6月の議会で可決されました小学校入学児童のランドセルを贈る件について、可決はされておりますが、その内容についてただしたいと思っておりますので、ご答弁をお願いいたします。

この案では、583万2,000円の予算で小学校入学児童にランドセルを贈るということでありました。この案がどういう経過で、あるいはどういう意思決定の過程があつて、町長、教育委員長、教育長がそういう決定に至ったのか、これをお聞かせいただきたいと思ひます。

まず、確認の質問を町長にしたいと思ひます。

6月議会の答弁では、ランドセル贈与は町制60周年記念事業の一つということでありましたが、そういう理解でよろしいでしょうか。

あとの質問につきましては、自席で行います。

○議長（井原正光君） 白旗議員の質問に対する答弁を求めます。

遠山町長。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、白旗議員のご質問にお答えをいたします。

小学校入学児童にランドセルを贈る件についてのご質問でございますが、平成27年に町制60周年という記念すべき年となりますので、これを機に、未来に輝く子どもたちの健やかな成長を願うため、お祝いとして小学校に入学する新1年生にランドセルを贈呈するものでございます。

また、この事業は今後も継続させていく予定でありまして、保護者の方々の負担を軽減させ、子育てしやすい環境づくりにもなるものと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 確認させていただきました。

それから、今後も継続されるとおっしゃいますけれども、これは60周年記念というのであれば、1回限りのような解釈が普通なんですけれども、それでよろしいのでしょうか。

それからもう一つ、これは確認ですけれども、小学校の入学生に1個数万円のランドセルを贈るとするのは、中学校の入学生に対してのお祝いのものを今やっていますけれども、それとの差が余りに大き過ぎるのですが、その辺はどうお考えなんですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほどもお答えしましたとおり、60周年記念ということで、これを契機に、今度は毎年、新小学1年生には贈るということでございます。

中学生との差ということでございますが、60周年記念から行うということで、中学入学生との差ということについては、何ら差し支えないと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私は、片一方は1個数万円、片一方は数千円、10倍以上の差がある。そういうものが継続して行われるというところは、常識的には考えられない。

それから、トータルとして小学校で予算的に583万円、継続して長年これからやると、これも非常に私にはとても理解できないことです。

しかし、一応それは今確認をしたところですが、そういう考えだということを改めて確認させていただきました。

次に、きょうの大事な質問なんですが、このランドセル贈与の案というのは、町長のご発案でしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） お答えをいたします。

私の発案でございまして、教育委員会のほうで審議をしていただいたということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 予算を決めるときには、もちろん教育委員会、これ今回大事ですけれども、庁内でも、この町で言う庁内の会議の庁議、庁議をされていると思いますが、これは庁内の会議、つまり庁議では諮られたのでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 当然諮っております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そのときに庁議のメンバーというのは、教育長を含め、課長、この町の幹部ですね、幹部職員、この方々からどういうご意見が出ましたか、お聞かせください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 特に、教育長を初め各課長からは、このことについて質問等はございません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ないということが、皆さんが賛成したと理解できるのかどうか、町長はそう思ったんでしょうけれども、しかし、よく世の中であるように、はっきり言って人事権を持つ人間の言うことに逆らえないという、そういう意識が内々あって言わないということもあり得るわけですね。これは、このランドセルの問題に限らずいろいろところで、私は庁議で皆さんがご意見を発言されないと見ております。また、聞いております。

そういう中で課長の皆さんの会議でオーケーをとったということで、私は町長がこれで決定だと、庁内では意見統一がとれたというご意見でしょうけれども、極めて理解に苦しむところでございます。

普通、この教育予算につきましても、最終的には予算の権限は町長にあるわけですから、町長が最終決定をする、それは当然なんですけれども、そういうある案件について議論を庁内で実際にはやっていない、庁議でやっていないということがわかりました。それを町長は、みんなが賛成したと理解されているわけです。その辺、確認させていただきます。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 意見等ございませんので、皆さん賛同してくれたと、そのように認識しております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） そういう理屈が、良識のある人たちに通じるかどうかの問題ですね。

それはそれとして、町長はこの発議をされて決定をされる前に、実際にもらう立場の保護者の方々、あるいは先生方、先生はもらうわけではないんですけども、しかし先生は先生で教育にはこういうことをやってほしいというものがたくさんあるわけです。先生のご意見あるいは保護者のご意見、どこまでお聞きになっておられたんですか。発案の前から、それからまた発案後、庁議で決定するまで、町長はどこまでそういった現場の皆さんのご意見を聞いておられたかお伺いします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それではお答えをいたします。

白旗議員ご存じのとおり、利根町は子育て環境茨城県下一にするんだという目標を掲げて、今、行財政を執行しているところでございますし、その件につきましては、学校関係のトップであります教育長と相談して決めたということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 教育環境、子育て環境一番、これはどの市町村も地方自治体も、一番という言葉を使うかどうかは別として、みんな少子化の中で頑張っているわけです。だから、それはそれでよろしいんですが、実際にそういうことが本当に必要かどうかという確認を教育長に確認をされたということですか、ちょっとお聞きします。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私が発案をして、教育長に相談をしてオーケーをいただいたということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 教育長がオーケーをしたということであれば、教育長に責任があるという感じも受けますけれども、ご自身は現実に保護者や先生方がどういう希望を持っているかということは、実際は確認されていないということですね。

もう一度お答えください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 保護者から徴収するわけではございませんので、行政の子育て環境をよくする一環として、保護者に無償で、無料で贈呈する問題でありますので、逐一保護者の皆さんの了解、意見等を聞く必要はないと、そのように私は認識をしております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それはちょっと考えられない。行政がやること、これはどうだろうか、パブリックコメントを含めていろいろなやり方で住民の声をよく聞きながら、住民がエゴイズムで望むこともあるかもしれませんが、そういうことは別として、本当に住民が望んで住民のためにもなるということもあり得るわけだから、それをまず自分で調査して、検討して、その上で決めることで、お金を出してただでやるんだから聞くことはないとお聞きできますけれども、そんな考えでよろしいですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） この件につきましては、補正予算で対応させていただきました。

というのは、ランドセルというのは、それまでは12月の議会でも間に合うかなと思っていろいろ検討した結果、それでは間に合わないということでございましたので、それで補正を組みまして議会の承認をいただいたと。議会の議員の皆さんは住民の代表でございますので、議会の承認をいただくために補正予算に計上して、それで2名の方以外の方の賛成を得たということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 議会がああいう議決をしたということは、私は議会側の議論のやり方が問題があったと思います。それは一応別にしまして、あのときに11対2で賛成になったんですが、6月は補正予算で、たくさん項目の中の一部にランドセルの問題が入っていたんです。事実、この議員の中には、ランドセルには反対だけでも、全体の一般予算の補正がだめになると町の行政が滞るから、やむなく賛成したんだという方もいらっしゃいます。

つまり、個々にこの議案を議論していったら、ランドセルは否決される可能性は非常に高かったんですね。それは議会の運営の仕方、我々自身の問題で反省していますが、議会といっても、行政と同じように間違いは起こします。その点は我々は反省しなければいけない。だからと言って、町長は形式的にそういう格好がつけば、それでいいんだとお考えのように思いますが、いかがですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 特に形式的であればいいという考えはございません。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） どう答弁されようと、実際の状況を見れば、私が考えるように理解する人が圧倒的に多いのではないかと思います。

それからもう一つ、町長にお聞かせいただきたいんですが、いつもそうなんですが、ソーラーを導入するときもそうですが、議会に正式提案する前に自治会の総会だとか、夏祭だとか、そういうところにどんどこんどこ出かけて行って、あたかも決まったかのごとく説明されております。あるいは吹聴されている。それは議会軽視のやり方になるんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 住民にいち早く、今こういう方向性で行政は動いていますよということ伝える必要があろうと思います。それを議会に先に全て言わなければ議会軽視ということにならないと、そのように思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） もちろん議会が決めないと言えないということではないんですけども、少なくともそういうお話をされるときは、議会の議決がまだですけども、こういう案で私は考えていますぐらいでないと、あたかも決まったみたいなやり方を、昨年のソーラーのときも、今回もやっておられる。こういうやり方というのはおかしいですね。

町長への質問は、後ほどまた別のところで行います。

次は、教育委員長にお尋ねいたします。

本日は議会にわざわざご足労いただきまして、まことにありがとうございます。

教育委員長はこの教育行政についての最高意思決定者、予算の関係は一応別ですけども、そういう立場にありますね。来年度からは安倍内閣が教育委員会のあり方を変えようとしていますが、それはそれとして、現実には、建前として、少なくとも教育委員長は教育行政に対する非常に強い大きな責任を持っておられるわけです。

そこでお伺いしたいんですが、教育委員長はランドセルの贈与の政策決定を、いつ、どこでお知りになったのかをお聞かせください。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） それでは、白旗議員のご質問にお答えします。

平成27年に町制60周年記念という記念すべき年になりまして、これを機にお祝いとして小学校に入学する新1年生にランドセルを贈呈するという町長の方針を受け、教育委員会としては、5月の定例会で補正予算の議案として審議を行い、その結果可決したものです。

その後、6月の定例議会の補正予算の議案として提出、可決していただいたということでもあります。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 今のお話ですと、5月に初めてお聞きになったわけですね。それでランドセル贈与をしたいんだがという形で、誰からお聞きになったんですか。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） 議案として提出されました。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 議案は委員長がお考えになったのではなくて、教育委員会の事務局がつくったものをごらんになったと、こういうことですね。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） はい、そのとおりです。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それで委員会をお開きになったのは、5月にお聞きになって、6月の町議会の前に委員会をお開きになったんですか。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） 5月の定例会議ですから、5月中に開きました。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 教育委員会の、そのときの議論はどういう議論であったか、ちょっとお知らせいただきたい。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） 我々教育委員会としましては、保護者の負担軽減につながるとして賛成しました。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 教育委員長は、この議案が教育委員会事務局から提案されて、委員長ご自身は、保護者や先生やその関係者に、どういう考えでいるか確認をされましたか。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） 5月に議案が出されて、その場で審議して、保護者に確認することは行っておりません。

いろいろな考え方の保護者、先生方がいることは間違いなくとも、いわゆる保護者の負担軽減になるのだろうと推察しまして議案は可決した次第です。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） お金を出してくれれば、それは軽減になるかもしれませんが、しかし本当に必要なかどうかという確認は、非常に大事だと思うのです。

私やそのほかの議員を含めて、私はPTAの皆さん、幹部連中、それから、校長先生を含めて先生方、いろいろお聞きしました。「いやあ要らないね、それよりは」というご意見が多数ありました。

そういうことですから、ただ負担軽減ということは、これは無駄なお金を町が支出することに、ただ手をかすだけの話じゃないんですか、委員長。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） いろいろな考え方をお持ちの方がいらっしゃると思いますけれども、町制60周年という記念すべき年ですから、ともにお祝いするということが賛成いたしました。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それはちょっと、我々は今、予算決算委員として審議していますね。それは町の事業が果たしてどれだけ有効な事業なのか、そのコストに見合う事業をやっているのかどうかということ、我々は一生懸命やっているわけです。そういう発想と

同じように、教育委員会だって基本的には予算を見せられたわけですから、やっていただけることが必要だと私は思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（井原正光君） 小泉教育委員長。

○教育委員会委員長（小泉正和君） 今後そのように努力いたします。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） それはぜひお約束をお願いしたい。

この町に限らず、教育委員会というのは何やっているかわからないというあれが多い…（「失礼じゃないか」と呼ぶ者あり）これは現実の話です。黙ってください。そういうのが多くの、だから教育委員会の改革が来年度行われるわけです、いいか悪いかは別として。ですから、今、教育委員長がそういうふうにおっしゃっていただいたこと、私は大変重く、うれしく受けとめております。

事務局から出てきたものを、ただそのまま吟味もしないで決をとっていきようなやり方はぜひやめていただきたい。むしろ委員の皆さんが、こういうことが教育にとって必要じゃないか、だから予算をつけろというようなことをやっていただくのが教育委員会の一つの大事な役割だと思います。それが教育委員長のお仕事であると思います。ただ現実にはそういうような体制になっていないという事実も正直言って認めざるを得ませんが、ぜひそういう方向で今後も頑張っていたいただきたいと思います。

次に、教育長にお伺いいたします。

教育長は、ランドセル贈与の政策決定にどのようにかかわったかを、改めて教えてください。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） それでは、政策決定についてどのようにかかわっているかという質問でございますが、お答えしたいと思います。

このランドセル贈与については、町長から早い時期に私は伺っておりました。大変町にとっては素晴らしいことだと感じておりました。

その理由ですが、その理由の一つは、実は児童数にかなり危機意識を私持っておりました。ちょっとお話したいと思うのですが、現在、児童数が700名近くおります。32年度に入学する1歳児が66人です。小学校4年生の算数の問題ですが、6年後の児童数が560名で6年間で約140名減るんです。このまま減り続けたとしたら、何年後に利根町の児童はゼロになるのでしょうかという小学校4年生の問題をつくったのですが、これが実は驚くことに、あす質問される方が質問される数とぴったり合っているんです。私も実はそういった危機意識を大変持っていました。

町長から聞いて、これは子育てのためにいいことだなと、これから定住を図るとか、そういったことについては、子どもたち一人一人を大切に、これはいい事業だなと思っていました。

当然現在贈与に当たっている市町村も幾つかございます。私、全部の教育委員会に電話しました。土浦市から始まって、私がかつて勤務しているころから、土浦市などは40年近くやっています。土浦市ではこの間、子ども議会があったんですが、その中で子どもたちの疑問の中から、これからも続けてくれるのかという質問をやっていて、市長が今後とも続けるよ、安心なさいという話がありました。

石岡市、小美玉市、筑西市、桜川市などは、かつて統合前の真壁町の時代から行っていて、それが統合された桜川市になってからも続けているということで、私は特に配布については問題はないか、保護者からの問い合わせはあるのかということで、いろいろなことを詳しく聞いています。

ランドセルのプレゼントに関しては、市が統一してやっているということで、非常におじいちゃん、おばあちゃんの問い合わせも多いんだけど、市が買ってくださいるのでありがたいということも聞いておるといことも調べておりました。

そのような市町村のほうの問題等も全て調べた上で教育委員会に諮りまして、教育委員会の定例会でも、これはいいことだというご意見を受けまして、それを審議して議会で諮ったわけでございます。そのように議会で議案として可決していただきまして大変ありがたいと思っております。

ちなみに、あすからランドセルの展示会になります。どうぞ4-Aのほうに見にきてください。すばらしいランドセルです。36種類もランドセルがあります。あれを見れば、一目瞭然、利根町は子どもたちを大切にしているんだなど、本当にそういうような気持ちが一度に湧くと思います。ぜひ4-Aであすから1週間、休みもなく職員は受付を行いますので、ぜひ見に来て、この町のよさを皆さんに広めていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 私がお聞きしたことだけお答えいただきたいです。

教育長は、私が何回も言いますけれども、保護者、PTAの幹部連中、それから、校長会の校長先生などにお聞きしましたら、要らないという声が圧倒的でしたと、そういう声はお聞きになっていないわけですね。

時間がないので簡単に言ってください。

○議長（井原正光君） 伊藤教育長。

○教育長（伊藤孝生君） ご存じのように、5月10日でしたか、PTA連絡協議会で町長にぜひ言ってくださいと、実は私のほうからも勧めたことでございます。というのは、それをやらないと我々事務局としては間に合わないんです。

学校関係ですけれども、私の耳には、学校長あたりが反対するという意見は一人もありませんでしたし、PTA連絡協議会の会長もそのようなことは特に言っておりませんでした。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 公式の校長先生が教育委員会と話をするときには、予算のことがあつたりして本当のことを言わないということもあり得るんですね……（発言する者あり）ちょっと待って下さい。黙ってください……（「そんなのうそだよ」と呼ぶ者あり）うるさい。

○議長（井原正光君） 坂本議員、少し黙ってください。

○7番（白旗 修君） 教育長は本当の声をよく聞かないで、町長が言われたことを伝達しているだけに過ぎない。少なくともそういうご意見ではない保護者がいっぱいいます。

それで、今、その展示会が始まるそうですが、とんでもない話だと私は思いますが、いずれにしてもこのランドセルの件が一つの象徴的な例ですが、意思決定、大事な行政の事業をやるときに、コストとか効果とか、そういうものを関係者が十分にお互いに話し合っただけで結論を出していくという、そういうやり方と全く逆のことをやっています。トップダウンでやっているだけで終わりです。そういうやり方は、私はとんでもない話だということを今言いたいわけです。

教育長は教育長の立場で、町長とねんごろな立場でしょうけれども、そういうような形でみんなが満足しているという認識は、私は、ほかの方々は必ずしもそう思っていないということを申し上げておきたいと思います。

時間がありませんので、次の問題に入りたいと思います。

首長の後援会の広告についてですけれども、去る5月末に遠山 務後援会のチラシに、利根町商工会の広告が載っておりました。ごらんになった方もいらっしゃると思いますが、（チラシを掲げて）両面カラーのこういうチラシです。この遠山 務後援会のチラシのどっちかの面の下のほうに、商工会の広告が掲載されていたわけです。これは私はちょっと問題があるんじゃないかと思います。それで、まず町長にお聞きいたします。

この利根町商工会の広告を後援会のチラシに掲載することは、誰が企画したのか教えてください。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私の後援会の広告についてというご質問でございますが、このご質問につきましては、利根町議会会議規則第61条第1項にも規定されておおり、一般質問は町の一般事務について議長の許可を得て質問することができるとされておおりますので、このご質問の内容については、町の一般事務とは関係ございません。

また、今、この議場に持ち込んだその後援会報というのも、本来であれば一般事務とは関係ありませんので持ち込むことはできないと規定されているのも、白旗議員、十二分にご存じだろうと思っております。

こうしたことで白旗議員のご質問に対する答弁は、差し控えさせていただきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 選挙で選ばれた首長や議員というのは、ルールにのっとって公正に業務を邁進していかなければいけないわけです。ですから町長が、これは自分の後援会なわけですがけれども、そういうことをやっている。町長は当然今の後援会と関係があるわけですね。町長は行政の執行を司る人です。その町長の公的な部分で疑問があった場合、議会が取り上げて悪いという理由はないはずですよ。今おっしゃったことは当たらないと思います。いかがですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 先ほど申し上げましたとおり、行政の一般事務についてののみ一般質問なり質疑ができるということになっております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 行政の一般事務に関係するんですよ。

利根町商工会というのは、利根町が310万円くらい毎年補助を出しているんですよ。その補助を出す長が遠山 務さんです。そして商工会は政治的な動きをしてはならないと、商工会法という国の法律にも、そして商工会の定款にも書いてあるんですよ。ですから、行政の長が関与している、補助金を出しているこの団体が、遠山 務後援会のチラシに広告を載せるということは、これは行政事務に非常に関係あることじゃないですか。それが答えられないというのは理屈が通らないと思います。議長、その辺は判断をしていただきたい。

○議長（井原正光君） 遠山町長、もう一度答弁をお願いします。

○町長（遠山 務君） 白旗議員がおっしゃることは、私は310万円商工会へ補助金を出している、その商工会がその広告についてスポンサーになったと、そのスポンサーになることを私は一切商工会のほうにもお願いしておりませんし、商工会のほうの判断でスポンサーになっていただいて、白旗議員が商工会に行ったときも、商工会長に何ら問題はありませんと言われたと聞いておりますが、私が商工会のほうに圧力をかけたとか、お願いしたとか、そういうことがあれば、それは道義上問題があるかもしれませんが、商工会の判断でやったことに対しては何ら問題はない、そのように考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 商工会自身の問題ももちろんあるんですが、商工会というのが利根町の助成金を使って運営されているんですね。その広告が首長の後援会のチラシに載った。これは、今そういうふうにおっしゃるから、ないんでしょうけれども、そういう意味で追跡することは必要なんです。一般行政事務の一環だと考えられますが、ないならいいんですけれども、それは追及するかどうかは別としまして、そういう関連性で議論はしていいことです。そうでなければ、何か問題が発覚してからでは遅過ぎることではないでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 今の件に関しては商工会の判断ですので、商工会のほうに質問をしていただきたい、質疑をしていただきたいと思います。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 一般住民は、これが商工会が働きかけたのか、遠山 務後援会が働きかけたのか、あるいは首長自身が働きかけたのかわからないんですよ。それを追及するのは議会の役目で、当然でしょう。少なくとも、今そういうふうにおっしゃっているなら、商工会が勝手にやったということなんですね。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 商工会が勝手とは言いません。商工会の判断で行ったということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 商工会の判断でやったということであれば、遠山 務後援会は問題がないと、こういうようなニュアンスに聞き取れますけれども、そういうことなんでしょうか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 何ら問題もないと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） もちろんそれは、じゃあ商工会が問題があるわけですね。商工会の定款にも書いてあるし、それから、商工会法という国の法律にも政治団体と関わってはならないと書いてあるわけですから、そういうことをやったのは商工会の判断が間違っていたということになりますね。確認させていただきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員に申し上げますけれども、商工会の考え方については町長は述べられませんので、質問の内容を変えてください。

○7番（白旗 修君） わかりました。

〔発言する者あり〕

○議長（井原正光君） 坂本議員、口を慎んでください。

白旗議員。

○7番（白旗 修君） おっしゃるとおりで、商工会のことを代弁することは必要ないと思います。私が言いたいのは、商工会に補助金を出す町の首長としても、こういうことを補助金を出している団体がやっているとするれば、あなた方、やっていること違うんじゃないですか、直してくださいということは、行政の立場から言えるはずなんですね。でも言わないですね。気がつかなかったんですか。あるいは見落としていたんですか。要するにわざとやらないでそのままにしていたんですか。

行政として当然補助金を出している団体が違法なことをやっているとするれば、例えばあなた違いますよと、こういうことやると補助金とめますよということになるわけですよ。

どこまで金額が大きいかどうか、金額の高によるかどうか知りませんが、少なくともスタンスとしては、そうやっていかないと疑われてもしょうがないんじゃないですか。首長として、行政の長として、補助金を出している団体に対して忠告すべきじゃないですか、どうですか。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 私の後援会ばかりでなくて、この広告の内容については、ほかの市町村も商工会がスポンサーとなっている市町村はたくさんございます。そのことから、何ら私は商工会のほうにも問題はないと、私の個人の認識として申し上げておきます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） ほかがやっているから問題ないというふうにお答えになったわけですが、それは基本的な行政のあり方、倫理のあり方、そういうことは今のお答えは抜けていますよね。私はそういうのは、お答えとしては到底住民が納得することではないと思っております。

時間がありませんので、次の3番目の問題にいけます。

この地方消費税交付金の増額ということが、皆さんご承知のように、4月から5%から8%と3%増税になりました。これは、前回の6月議会でも言いましたけれども、この3%分は間違いなく社会保障のほうに使いますよと、現在の安倍総理大臣と当時の野田総理大臣で約束して、それで8%にすることが決まったんです。

ですから、増税分の3%が間違いなく社会保障に使われているということが確認できなければいけないという考えで、総務省から、それをちゃんと明示的に予算に組み、予算というのは住民、国民に示すものですから、国民、住民に示し、そして決算についてもそのように示すということが求められています。

そのことが総務省から1月に、そして県からも1月に通達が来ております。それについて6月のときに聞きましたら、まだ確定していないとか何かいろいろありましてお答えできなかった、していただけなかった。

そこで、企画財政課長、あるいは税務課長かどうかわかりませんが、現在の段階でその後どうなったのか教えていただきたい。

○議長（井原正光君） 補足答弁を求めます。

秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それではお答え申し上げます。

今年度の地方消費税交付金の総額は幾らか、また、そのうちの増額分は幾らになるかのご質問でございますが、先ほど議員からお話があったとおり、6月の定例議会の一般質問でもお答え申し上げましたとおり、平成26年度当初予算の編成の際に、茨城県地域支援局から1月16日付で通知がありました地方消費税交付金の見込み額は、総額で1億5,201万7,000円でございます。当初予算には1億5,200万円を計上してございます。そのうち

消費税増税分につきましては、茨城県からいただきました1月16日の通知から推計いたしまして2,189万円となります。

地方消費税交付金につきましては、6月10日、9月10日、12月10日、3月10日の年4回茨城県知事から交付通知がございまして交付されるものでございます。ですから、最終的に交付額が確定しますのは、3月の通知があつてからになるかと思ひます。

現在、6月10日に815万8,000円、それから9月10日、あした振り込みになりますが、9月分としまして969万9,000円の通知をいただいております。合計しますと1,785万7,000円となります。あと2回通知がありますので、それら通知がありましてから交付金の額が決定しますので、それから予算のほうに計上いたしまして、決算で額が確定してから公表したいと考えております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 企画財政課長がお持ちになっている資料とほぼ同じ、多分同じものを私ももらっております。これは県から、こういう算式で消費税の増税分、それから、現在までの通常の地方消費税の額を計算してくださいというのが来ているんですね。

それによりますと、私がパソコンを使ってあれしたんですが、大体3,000万円です。3,000万円ちょっと切れません。今の秋山課長の答弁は、私が言っていることと違うことをお答えになっている。

実際に交付されていかないと予算が決まらないって、おかしいじゃないですか。予算というのは年度初めに決めるんでしょう。だからこそ、総務省も県の総務部地域支援局であっても、要するに国や県も1月の段階で地方消費税の増税分はこうなつて、この式に従つて計算して出してください、それが約3,000万円になるんです。それは1月の段階で決まっているんですよ。

今の秋山課長は、分割払いにされて最終の分割払いが終わるまでは予算が決められないというご答弁をなされました。おかしいですよ。

予算というのは前年度までに翌年度の予算を決めて、予算というのはある程度変わるのは当然です。概算でやるわけで、今でもやっていますね。だから4月の段階で、つまり3月の本予算の審議のときに出せるはずですよ。出してないんです。それで6月に聞いたら、第1回の分納が八百何ぼあつたと、次は何ぼになるかわからないけれども、それが終わるまでできないというお答え、これは間違いなんです。おっしゃっていることが、私の質問に答えていない。

だから、3月時点で消費税3%分の利根町への割当額は約3,000万円と県から来ているじゃないですか。それを勘違いされているんじゃないですか、どうですか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

白旗議員がおっしゃっているのは増額分ということでございますが、先ほども答弁した

とおり、地方消費税交付金につきましては、当初予算で1億5,200万円ほど決定して計上してございます。増税分というのは、その1億5,200万円の内訳になりますので、先ほど決まっているということをおっしゃっていましたが、1億5,200万円で地方消費税交付金は計上してございますので、それで3月の定例議会に議員の皆様方に、26年度の当初予算を議案で提出しまして議決をいただいております。地方消費税交付金は1億5,200万円で計上してございます。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） 少なくとも総務省が言っている通知に基づくものによれば、私が言っている数字になるはずです。消費税3%、増税分は2,900何ぼです、約3,000万円です。それは見えているんですよ。

だから、当たり前の話ですが、予算というものは前年度のうち、次、来年度どういうふうな使い方をしようかという、収入が予算レベルで確定した場合、それをどう使うかということを考えて予算を編成するわけです。それがやれていない。それを総務省も大臣同士の約束もあって県に言ってきて、県も言われたからかどうか知りませんが、県も一生懸命県内の44市町村に通達を出しています。ですから、今年度の消費税3%増税分の金額は、もちろん確定ではないから、予算ですから粗い部分はあるけれども約3,000万円と出るわけです。それに基づいて、この3,000万円を社会保障関係にどう使うかということをつくってくれと。これは県のほうからサンプルまでつけて各市町村に回してきているんですね。ごらんになっているはずだと思います。それもやっていないんですね。

やはり何でもそうですけれども、お金というのは計画的に使うように一生懸命工夫しなきゃいけないです。今の秋山企画財政課長の話では、分割払いのものを終わるまで予算が組めない、とんでもない話じゃないですか。お考えがちょっと違うんじゃないでしょうか。

○議長（井原正光君） 秋山企画財政課長。

○企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

予算を組んでいないというお話がありましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、当初予算には地方消費税交付金ということで総額1億5,200万円計上してございます。今後3月になれば全体の額が決定しますので、そこでまた補正予算を組むような形になると思います。

内訳として消費税増税分があるということで明示しろというお話でございました。きょうたまたま茨城県から午前中に電話がありまして、取手選出の県議会議員、名前は申し上げませんが、その方から、利根町の6月定例議会の白旗議員の一般質問の議事録の中で、疑義があるということで、それを確認したいということで市町村課の職員の方から電話がありました。

その際に、その金額が不明だというお話はどうなんだという確認がありましたので、それは推計値は申し上げましたが、確定ではないということで申し上げて、了解を得ており

ます。

また、今回も同様な質問が出ているということで、かかってきた電話で申しわけなかったんですが、その公表について何か制約があるのかということで確認申し上げましたところ、国のほうでもこうしろとか、ああしろとかということは決まっていないと。国のほうで言っているのは、引き上げ分の地方消費税の使途、使い方を明確にきなさいということはお出ております。

そういうことで、それ以上の、県のほうから、こうしたほうがいいよというアドバイスはいただきませんでしたということでございます。

それと、その事業につきましても、社会保障費につきましても本町の予算では一般会計で9億3,356万5,000円、これが総額になります。その内訳としまして社会福祉、社会保険、また保健衛生事業さまざまございまして、そういうのを把握して増税分については社会保障費のほうに宛てていくということで予定はしております。

○議長（井原正光君） 白旗議員。

○7番（白旗 修君） どうもかみ合いませんけれども、総務省や県から来た通達や参考資料を見ますと、消費税増税分を、今までの5%分と分けてどう予算を使うかということを示しなさいということが、通達ではっきり来ているんです。

今、町村課の方がどういうことで、どういうふうにお話になったかわかりませんが、これは常識的にそうでしょう、消費税増税分をしっかりと社会保障に組みます。だから、おとし今度内閣が変わったとき頑張ってくださいという話だったんです。それに基づいて総務省も県も、そういうひな型までつくって出している。それをやっていないんですね。

予算というものは、終わってから組むものじゃないでしょう。そういうふうに言われていることをやっていないとしか、私にはわかりません。とにかく議論がかみ合いませんけれども、総務省や県が言っていることと、課長がおっしゃっていることはちょっと違うと思います。

時間がありませんので、残念ながら終わります。

○議長（井原正光君） 遠山町長。

○町長（遠山 務君） 1点だけ申し上げておきます。

どこから数字が出てきたかわかりませんが、3,000万円弱という消費税増税分ということでございますが、県の予算から推計しますと2,189万円が増税分ということでございます。

○議長（井原正光君） 白旗 修議員の質問が終わりました。

○議長（井原正光君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

明日は午後1時から本会議を開きます。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後 3 時 4 0 分散会